

川崎市告示第415号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年8月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
平成25年2月8日付川崎市告示第85号により指定した区域の一部(川崎市川崎区扇町46番4の一部)(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削